

あがの民商ニュース

飲食店 事務所 工場 ホテル 旅館 店舗 集会所等
全ての施設の管理者必見！受動喫煙対策

2020年4月1日から、2人以上の人が利用する全ての施設は、原則屋内禁煙になります。

店内で喫煙をする場合、喫煙専用室の設置が必要となります。

ただし、小規模な飲食店には経過措置があり、既存特定飲食提供施設として喫煙可能室の設置を選択することもできます。

既存特定飲食提供施設の要件は左記の全てに該当する飲食店です。

- 2020年4月1日時点で、営業している飲食店であること。
- 中小企業基本法における定義などから資本金5000万円以下であること
- 客席面積100㎡以下であること。

既存特定飲食提供施設の要件がわかる書類の保存

- 客席部分の床面積がわかる書類（店舗図面）
- 会社の場合は、資本金・出資金の総額がわかる書類（登記、企業パンフレット等）

ひとり親控除 適用は 令和2年分の所得税から

令和2年度改正で、未婚のひとり親に対する税制措置を決めた。婚姻歴に係わらず生計一の子を有する単身者について、35万円の所得控除が認められる。

ひとり親控除は今年分の所得税から適用される。

今年基礎控除の控除額引上げや適用要件の設定、所得金額調整控除の創設、給与所得控除額縮減など多くの改正措置の初適用。年末調整にも影響します。

労働局よりお知らせ 令和2年4月1日からは、 高齢労働者（保険年度の初日4月1日において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方）についても雇用保険料の納付が義務となります



集団検診日きました

- 今年は 6月20日（土）
- 申込みは 6名 まで
- 申込み締切は4月24日



婦人部 3月の小物作り

日時 3月31日（火）13時30分～
場所 民商会館2階
会費 月 1,000円



婦人部よりお知らせ

各 **500円** 5食入り

- 野菜たっぷりたまごスープ
- キムチたまごスープ
- フカヒレ風たまごスープ
- トマトの野菜仲間のたまごスープ

法人申告で相談あり

先週、決算の相談にのってもらいたいと相談がありました。経営が厳しく、赤字続きでなんとか経費を節約したいと、あちこち調べて民商へたどりついたそうです。



所得税 消費税の確定申告 4月16日まで延長

新型コロナウイルスにより国税庁は所得税の確定申告を一ヶ月延長しました。

金融庁 金融機関に要請

（麻生財務大臣兼金融担当大臣談話より）

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援に係る金融庁の施策について

コロナウイルスの影響により事業者の資金繰りが大変な状況となっています。民商会員の方も金融機関へ融資や猶予の相談にいらっています。

しかし、金融機関へ返済猶予の相談にいったところ、「猶予はない」と言われたそうです。

金融庁は「既往債務について 事業者の状況を丁寧につまづきつつ 元本 金利を含めた返済猶予などの条件変更について 迅速かつ柔軟に対応する」と要請しています。

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二・七一五八

NO 1744

商売くらしに役立つ！
全国
商工新聞
月/500円